長万部町国民保護計画 資 料 編



平成24年4月

長 万 部 町

目 次

資	料	1	関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資	料	2	町の各部局における平素の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
資	料	3	町対策本部の組織及び機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
資	料	4	武力攻撃事態等における各班及び各部局の主な役割・・・・・・	6
資	料	5	関係報道機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・1	0
様式	第1	号	安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)・・・・・・・ 1	1
様式	第 2	号	安否情報収集様式 (死亡住民)・・・・・・・・・・・1	2
様式	第3	号	安否情報報告書・・・・・・・・・・・・・ 1	3
様式	第4	号	安否情報照会書・・・・・・・・・・・・ 1	4
様式	第 5	号	安否情報回答書・・・・・・・・・・・・ 1	5
長刀	部町	国民	保護対策本部及び長万部町緊急対処事態対策本部条例・・・・ 1	6
長刀	部町	国民	と保護協議会条例・・・・・・・・・・・・・ 1	7

平成23年12月15日 変更

平成24年4月2日 変更

〇 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等(自衛隊含む)】

名称	担当	所 在 地	電話・FAX等	備考
函館開発建設部	庶務課	049-3105	電話 0137-63-3153	
八雲道路事務所	W. 177 14/K	八雲町東雲町23	FAX 0137-64-3968	
渡島森林管理署	総務課	049-3115	電話 0137-63-2141	
[汉西林州·日·廷祖	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	八雲町出雲町13	FAX 0137-62-2961	
陸上自衛隊第28普通科連隊	第3科	042-0934	電話 0138-51-9171	
医工口内防护 20日 近 17 足 防	70 0 11	函館市広野町6-18 函館駐屯地		
 自衛隊函館地方協力本部	渉外広報室	042-0934	電話 0138-53-6241	
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		函館市広野町6-25	FAX 0138-53-6242	
自衛隊函館地方協力本部	所 長	049-3112	電話 0137-62-2692	
八雲地域事務所	771 💢	八雲町末広町111-2	FAX 0137-62-2692	
第一管区海上保安本部	管理課	040-0061	電話 0138-42-1118	
函館海上保安部	口工业	函館市海岸町24-4		
第一管区海上保安本部	_	042-0913	電話 0138-58-3515	
函館航空基地		函館市赤坂町65-1		

【関係道機関(警察含む)】

名称	担当	所 在 地	電話・FAX等	備考
北海道	総務部危機対策局	060-8588	電話 011-204-5007	
701時20	危機対策課	札幌市中央区北3条西6丁目	FAX 011-231-4314	
 渡島総合振興局	地域政策部	041-8558	電話 0138-47-9038	
	地域政策課	函館市美原4丁目6-16	FAX 0138-47-9203	
渡島総合振興局保健環境部	企画総務課	049-3112	電話 0137-63-2168	
八雲地域保健室	正画师奶从	八雲町末広町120	FAX 0137-63-2169	
渡島総合振興局函館建設管理部	施設保全室	049-3123	電話 0137-63-3111	
八雲出張所	旭灰水土土	八雲町立岩83-1	FAX 0137-63-3590	
函館方面八雲警察署	警備係	049-3106	電話 0137-64-2110	
四四八四八云目示石		八雲町富士見町113		
函館方面八雲警察署	_	049-3521	電話 01377-2-2312	
長万部交番		長万部町字長万部84-4		

【近接市町村】

名称	担当	所 在 地	電話・FAX等 備 考
八雲町	総務課	049-3192	電話 0136-62-2111
/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	אימי נילנייםיוי	八雲町住初町138番地	FAX 0136-62-2120
今金町	企画振興課	049-4393	電話 0137-82-0111
1 35. 1	並口級人際	今金町字今金48-1	FAX 0137-82-3262
黒松内町	総務課	048-0192	電話 0136-72-3311
W. 1941 1. 1	177 F/K	黒松内町字黒松内302番地1	FAX 0136-72-3316
豊浦町	企画調整課	049-5492	電話 0142-83-2121
351113. 4		豊浦町字船見町10番地	FAX 0142-83-2129
島牧村	総務課	048-0621	電話 0136-75-6211
ш М1		島牧村字泊83番地	FAX 0137-75-6216

【その他の機関】

名 称	担当	所 在 地	電話・FAX等	備考
日本郵便郵便事業 (株)	庶務会計係	049-3521	電話 01377-2-2040	
長万部郵便局	M(3)3 ZA FT VIV	長万部町字長万部452-24	FAX 01377-2-4027	
北海道旅客鉄道 (株)	_	049-3521	電話 01377-2-2025	
長万部駅		長万部町字長万部228-7	FAX 01377-2-3242	
北海道旅客鉄道(株)	_	049-3521	電話 01377-2-4897	
函館保線所長万部保線管理室		長万部町字長万部228-9		
東日本電信電話 (株)	設備部	060-0001	電話 011-212-4466	
北海道支店	災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目	FAX 011-222-9254	
北海道電力 (株)	お客様セン	049-3106	電話 0137-62-2531	
八雲営業所	ター	八雲町富士見町103-2	FAX 0137-62-4357	
社団法人	事務局	040-0034	電話 0138-27-1246	
渡島医師会	3. 3/3 /29	函館市大森町21-12	FAX 0138-27-1247	

【町の各部局における平素の業務】

課名	平 素 の 業 務
総務課選挙管理委員会	・町国民保護協議会の運営に関すること ・町国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・国民保護の啓発に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・通信手段の整備に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・特殊標章等の交付に関すること ・公共交通機関との連絡調整に関すること ・住民への国民保護情報等の提供に関すること ・国民保護対策予算その他財政に関すること
まちづくり新幹線課	・町内会等関係機関との連絡調整に関すること
町民健康課	・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制 の整備に関すること ・医療品、医薬品等の供給体制の整備に関すること
生活環境課	・救援物資等の受け入れに関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・日本赤十字社長万部分区との連絡調整に関すること ・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること ・廃棄物処理に関すること
水道ガス課	・応急給水に関すること ・水の安定的な供給に関すること ・水道施設の復旧に関すること ・水源地の管理及び水質保全に関すること ・ガス施設・浄水施設等の安全管理に関すること ・ガスの供給計画に関すること ・ガス施設の復旧に関すること

課名	平 素 の 業 務
産業振興課 農業委員会	・農業・水産・林務関係団体との連絡調整に関すること ・家畜の対策に関すること ・漁港施設の把握及び対策に関すること ・商工労働団体との連絡調整に関すること
建設課長	・建設関係団体との連絡調整に関すること ・復旧に関すること
教育委員会	・公立学校等への警報の伝達体制に関すること ・児童、生徒の安全確保に関すること ・社会教育施設等の応急利用及び復旧に関すること ・文化財の保護及び応急対策に関すること
消防本部 消防署	・武力攻撃災害への対応に関すること (救急・救助を含む) ・住民の避難誘導に関すること
町立病院	・ 医療機関及び団体等との連絡調整に関すること
税務課・出納室	・他部局等への必要に応じた協力に関すること
議会事務局 監査事務局	・議会との連絡調整に関すること・他部局等への必要に応じた協力に関すること

長万部町国民保護対策本部組織図

本部長 副本部長 本部員 町 長 副町長 総務課長 教育長 まちづくり新幹線課長 まちづくり新幹線課参事 税務課長 町民健康課長 生活環境課長 産業振興課長 建設課長 水道ガス課長 教育次長 町立病院長 町立病院事務長 消防長 消防署長 出納室長 議会事務局長

部	班
,	.,,
総務対策部	総務班
	財政班
	広報班
産業建設対策部	農政班
	水産林務商工班
	建設班
町民対策部	健康福祉班
	住民生活班
水道ガス対策部	上下水道班
	ガス班
教育対策部	学校教育班
	社会教育班
	学校給食班
医療対策部	医療救護班
	事務班
消防対策部	消防署班
	消防団班
予備対策部	

本部会議の構成

- ・本部長
- 副本部長
- ・本部長の指名 する職員

【武力攻撃事態等における各班及び各部局の主な役割】

部 担 当 課	班 名	役 割
部 担 当 課総 総務課	総務班	世野国民保護対策本部の庶務に関すること ・本部員長会議に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・武力攻撃事態等に関する情報の収集及び伝達に関すること ・被災情報等の収集と被害状況等の報告に関すること ・被災記録の作成に関すること ・他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること ・道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること ・安否情報の収集及び提供に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・避難所の設置及び被災者の受け入れに関すること ・を選集に対する警報の伝達又は通知に関すること ・被災者に対するをき出し計画の作成及び実施に関すること ・被災者相談所の開設に関すること ・被災者相談所の開設に関すること ・特殊標章等の交付に関すること ・支援団体、ボランティアの受け入れ窓口及び労務提供の受付に関すること
まちづくり新幹線課	財政班	 ・各部、各班の連絡調整に関すること ・その他各班に属しない事項に関すること ・被災応急及び復旧対策に要する資金計画に関すること ・被災応急対策等に要する資材、物品の購入、経理に関すること ・被災時における一般的被害(人的・住家・非住家被害)の状況調査に関すること ・被災者の税の減免及び徴収猶予等に関すること ・応急公用負担に関すること ・町有財産の警防及び応急対策に関すること ・町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること ・その他被害に関する所掌事項に関すること ・被災広報及び広聴の企画実施に関すること ・被災本部の被災応急対策について広報活動を行うこと ・報道機関との連絡に関すること ・被災報道記事及び写真の収集に関すること ・被災地の巡回広聴活動に関すること

	広報班	・広報車等による避難の指示の周知に関すること ・避難の指示並びに避難所、救護所の広報に関すること ・避難所設置場所の案内、お知らせに関すること ・その他被害に関する所掌事項に関すること
産業振興課業 農業委員会 財策 部	農政班	・農業施設、畜産施設、農作物、家畜等の被害調査及び応急・ 復旧対策に関すること ・被災農家の援護に関すること ・関係資金の斡旋に関すること ・家畜舎及び飼料の確保に関すること ・救援事業等の選定及び実施に関すること ・所管施設の避難・誘導に関すること ・その他農業被害に関すること
	水産林務商工班	・林業施設、林野の被災に関する調査及び応急・復旧対策に関すること ・関係資金の斡旋に関すること ・被災応急及び復旧対策用木材の需給計画に関すること ・林野の保全、警防に関すること ・林道の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること ・林道の交通不能箇所の調査及び危険標示に関すること ・本産物、水産施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること ・水産物、水産施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること ・被災漁家の接護に関すること ・被援事業等の選定及び実施に関すること ・海岸の被害調査及び応急・復旧対策に関すること ・海岸の被害に関すること ・被災時の応急食糧、衣料、生活必需品、その他の物資の供給計画の作成及び実施に関すること ・被災時の物価対策及び生活必需物資流通対策に関すること ・被災時の物価対策及び生活必需物資流通対策に関すること ・被災時の物価対策及び応急・復旧対策に関すること ・関係資金の斡旋に関すること ・被災者の雇用対策に関すること ・被災者の雇用対策に関すること ・被災時における電力の確保に関すること ・被災時における電力の確保に関すること ・被災時における電力の確保に関すること

産業建設対策部	建設課	建設班	・交通不能箇所の調査及び危険標示並びに通行路線の決定に 関すること ・道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及び応急・ 復旧対策に関すること ・被災時の河川等の情報収集に関すること ・町内建設業者の協力要請に関すること ・被災時における労務供給計画の作成及びその実施に関する こと ・被害応急資材の確保及び輸送に関すること
			・復旧対策全般(他班の主管に属するものを除く)に関すること ・避難住民及び緊急物資等の運送に関すること ・被災時における一般車両及び土木建設用機械等の運用計画 の作成及び実施に関すること ・町内輸送業者の協力要請に関すること ・その他被害に関する所掌事項に関すること ・被災地の住宅対策に関すること ・被災時の建築用材の需給計画に関すること ・被災地の住宅建築指導に関すること ・被災地の住宅建築指導に関すること ・応急仮設住宅等の建築に関すること
町民対策部	町民健康課	健康福祉班	 ・所管施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること ・所管施設の避難及び誘導に関すること ・被災地域の身障世帯の援護に関すること ・救助日誌等の記載、記帳に関すること ・被災時の医療品、その他衛生材料の供給及び確保に関すること ・保健所との被災関係連絡調整に関すること ・メンタルヘルスに関すること ・その他被害に関する所掌事項に関すること
	生活環境課	住民生活班	・救援物資の調達並びに義援金品の受付、配分及び輸送に関すること ・所管施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること ・所管施設の避難・誘導に関すること ・保育園児の保護に関すること ・被災地域の老人世帯及びひとり親世帯の援護に関すること ・死体の火葬及び埋葬に関すること ・環境衛生施設など衛生関係の被害調査及び応急・復旧対策 に関すること ・被災地の防疫対策等、環境衛生保持に関すること ・被災時における廃棄物及びし尿の処理に関すること ・その他被害に関する所掌事項に関すること

_		ı	
水道ガス対	水道ガス課	上水道班	・上下水道施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること ・被災者に対する給水計画の作成及び実施に関すること ・上下水道施設業者の協力要請に関すること ・その他被害に関する所掌事項に関すること
対策部		ガス班	・ガス施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策対策に関すること ・被災者に対するガス供給計画の作成及び実施に関すること
教育対策部	教育委員会	学校教育班	・学校施設等の被害調査及び応急・復旧対策のに関すること ・被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること ・被災時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関す ること ・被災児童生徒の医療防疫及び学用品の支給等に関すること ・被災児童生徒のメンタルヘルスに関すること ・その他被害に関する所掌事項に関すること
		社会教育班	・社会教育施設等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること ・文化財の保全対策に関すること ・施設利用者の避難及び誘導に関すること ・その他被害に関する所掌事項に関すること
		学校給食班	・給食施設の保全、警防に関すること ・被災児童生徒の給食に関すること ・その他被害に関する所掌事項に関すること
医療対策部	町立病院	医療救護班	 ・被災時における医療及び助産についての具体的な計画の作成と実施に関すること ・被災時において医療救護班を編成し、巡回による医療及び助産の救護実施に関すること ・救護所の設置と診療運営に関すること ・医療対策部の設置における医療救護班の編成とその運営に関すること ・入院患者等の避難及び誘導に関すること
		事務班	・医療及び施設の警防並びに、応急・復旧対策に関すること ・その他医療活動の実施に伴う事務に関すること ・医療機関及び団体等との連絡調整に関すること
防対策	消防機関	消防署班	・人命、家畜、家財等の救助及び捜索に関すること ・行方不明者の捜索及び死体等の収容に関すること ・被災時における障害物除去及び危険物の保安に関すること ・その他被害に関する所掌事項に関すること
部		消防団班	・消防署班を補助し、相互協力すること ・業務分担は、消防署班と同じ
予備対策部			・各対策部への必要に応じた協力に関すること

【関係報道機関一覧】

名 称 · 所 在	連絡先
北海道新聞社 八雲支局	電 話 0137-62-2211
八雲町富士見町132	FAX 0137-63-4058
朝日新聞社 函館支局	電 話 0138-23-1155
函館市宝来町9-18	FAX 0138-23-5746
読売新聞社 函館支局	電 話 0138-22-3318
函館市栄町6-4	FAX 0138-22-6667
毎日新聞社 函館支局	電 話 0138-53-2322
函館市梁川町2-3	FAX 0138-53-2321
函館新聞社	電 話 0138-43-2121
函館市港町1丁目17-8	FAX 0138-43-3131
NHK 函館放送局	電 話 0138-27-1114
函館市千歳町13-1	FAX 0138-23-3088
HBC 北海道放送 函館放送局	電 話 0138-55-8121
函館市梁川町9-5	FAX 0138-55-6615
STV 札幌テレビ放送 函館放送局	電 話 0138-42-7277
函館市美原1丁目48-5	FAX 0138-42-4175
HTB 北海道テレビ放送 函館支社	電 話 0138-51-4416
函館市本町7-18	FAX 0138-51-9510
UHB 北海道文化放送	電 話 011-214-5321
札幌市中央区北1条西4丁目	FAX 011-271-5497
TVH テレビ北海道	電 話 011-232-7160
札幌市中央区大通東6丁目	FAX 011-232-7173

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時(年月日時分)

 氏名 					
② フリガナ					
③ 出生の年月日			年	月	日
④ 男女の別		男 女			
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)					
⑥ 国籍		日本	その他	()
⑦ その他個人を識別する情報					
⑧ 負傷 (疾病) の該当		負傷		非	該当
⑨ 負傷又は疾病の状況					
⑩ 現在の居所					
① 連絡先その他必要情報					
② 親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回答	答する予定	回名	答を希望	しない	
ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下る	さい。				
(3) 知人からの照会があれば①(7)(8)を回答する予定 ⁻	ですが、回	回名	答を希望	しない	
答を希望しない場合は○を囲んで下さい。					
④ ①~⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照金	会に対する		同意する	3	
回答又は公表することについて、同意するかどうっ	か○で囲ん				
で下さい。			同意しな	27.	
備考					

- (注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近 所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年月日時分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの	同意する
照会に対し回答することへの同意	同意しない
備考	

- (注1)本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2)親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- (注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続 柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

 報告日時:
 年
 月
 日
 時
 分

 市町村名:
 担当者名:

								<i>У</i> П П	100 100			<u> </u>			担自有名:	
①氏	名	② フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住	所	⑥国籍	⑦その他個人を識別 するための情報	⑧負傷(疾病) の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要事項	⑫親族・同居者へ の回答の希望	¹³ 知人への 回答希望	協規族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、 当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」 欄に「死体の所在」を記入すること。

安否情報照会書

	総務大臣 (道府県知事) (市町村長)	殿		年	月 日		
	(11. 3 3 2		申請者				
			住所 (居所)				
			氏 名				
	下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。						
	照会をする理	里由	① 被照会者の親族又は同居者	であるため。			
(○を付けて下さ	Z / 1, 3	② 被照会者の知人(友人、職場関係	系者及び近隣住民)	であるため。		
	場合、理由を記	己入願い	③ その他				
ま	(す。)		()		
	備	考					
被照	氏	名					
会者を	フリカ	i ナ					
特 定	出生の年	月日					
するた	男女の)別					
いめに必要な	住	所					
	国 (日本国籍を有しない	籍 者に限る。)	日本 その	の他()		
事項	その他個人を るための情報						
*	申請者の確	王 認					
*	備	考					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

	殿	年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
しる	年 月 日付けで照ます。	会があった安否情報について、下記のとおり回答
避	推住民に該当するか否かの別	
	攻撃災害により死亡し又は負傷 主民に該当するか否かの別	
	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
被	出生の年月日	
照	男女の別	
	住所	
会者	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本その他()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

平成18年6月13日 条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律 第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、 長万部町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部(以下「本部」という。)の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議 (以下、この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を 置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(進用)

第7条 第2条から前条までの規定は、長万部町緊急対処事態対策本部について準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成18年6月13日 条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律 第112号)第40条第8項の規定に基づき、長万部町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組 織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。

(幹事)

- 第5条 協議会に、幹事を置くことができる。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

- 第6条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその 職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。